原議保存期間
 20年(令和25年3月31日まで)

 有効期間
 一種(令和25年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先)

庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 警察庁丙保発第4号 令和5年2月16日 警察庁生活安全局長

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について(通達) 火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第14号。 別添参照。以下「改正府令」という。)が本日公布され、本年3月1日から施行されるこ ととなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

1 趣旨

都道府県公安委員会に届出をすることなく運搬することができる爆薬の数量について、業界団体からの要望を受けて見直すものである。

2 内容

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)において、火薬類を運搬しようとする場合、その荷送人は、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされているが、内閣府令で定める数量(以下「府令数量」という。)以下の火薬類を運搬する場合は、この限りではないとされている(同法第19条第1項)。 爆薬に係る府令数量は、現在100キログラムと定められているところ、今般、業界団体から、爆薬の中でも取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量を120キログラムとしてほしい旨の要望があった。これまでに実施された実験の結果等から、同数量によっても保安上支障がないと認められることから、爆薬に係る府令数量を細分化し、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量について100キログラムから120キログラムに改めることとした。
- (2) 火薬類の運搬の届出に当たっては届出書及び運搬計画書をそれぞれ2通提出することとされているところ、届出を行う者の負担軽減の観点から提出通数を1通に改めることとした。

3 運用上の留意事項

改正府令附則第2条第1項の規定により、改正府令の施行の日の前にした届出に係る 火薬類の運搬ついては改正府令による改正後の規定は適用しないとされているところ、 本規定の適正な運用に努められたい。

第三種郵便物認可明治二十五年三月三十一日

る件

(厚生労働三三)

뽓

〇電気通信事業法施行規則等の一部を

省

仓

改正する省令 (総務七)

目

次

(2分冊の1)

(号 外) 独立行政法人国立印刷局

諸 事

項

府

仓

〇火薬類の運搬に関する内閣府令の一 部を改正する内閣府令(内閣府一四

뜨 ᄪ

〇火薬類運送規則の一部を改正する省

令 (**国土交通**三)

示

告

〇令和五年度技能検定実施計画を定め ○重要通信を行う機関を指定する件の 部を改正する件(総務三一)

四四四

〇令和四年国土交通省告示第四百五十

五号の一部を改正する件 (国土交通一〇八)

官庁報告

吾

裁判所 破産、 免責関係

地方公共団体 特殊法人等 関係 の付記、日本弁護士連合会公示送達 弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務

会社決算公告 会社その他 行旅死亡人関係

公

告

 \bigcirc

 \triangleright

〇内閣府令第十四号

関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第十九条第一項の規定に基づき、

令和五年二月十六日

1

ついて(気象庁)

轰

水防活動用洪水予報及び警報の開始に

官庁事項

 \bigcirc

府

令

内閣総理大臣 岸田 文雄

火薬類の運搬に

官

改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対し、「FFF」、「FFF」、「FFF」、「FFF」、「FFFF」、「FFF」、「FFF」、「FFF」、「FFF」、「FFF」、「FFFF」	火薬類の運搬こ関する内閣府令(昭卯三十丘手総理府令第六十丘号)の一部を欠のようこ致王する。 火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	
--	--	--

記様式第二(第	2条関係)			第 第
運搬具の種類 (最大積載量)	運 搬 計 火薬類の種類及び数量	画 表 運送人の氏名 又は名称	からまで	(運搬の届出) (運搬の届出) 規定による火薬類の運搬の届出 該火薬類の出発地を管轄する都: うものとする。 [2 略]
運				○都出は、別 出は、別 府
機の通路及び通過日時				道府県公安委員会(以下五年法律第百四十九号。:
と。(運搬員 上連行して なす。) 2 火薬類の利 すること。 して運搬す	長は、運搬区間の区分ごとの台数の計算については、 運搬する場合には、運搬具の 重類及び数量欄には、運搬員 往復して運搬する場合には 5場合には1台ずつの数量。 多いものについては、摘要	在復して運搬での延べ台数にかけ したが1回に送 は各回ごとの数は を記入し、往復	ナる場合又は2台以 かわらず、1台とみ 軍搬する数量を記入 量を、2台以上連行 回数の多いもの又は	『公安委員会』という。)第十九条第二公安委員会』という。)第十九条第二
	各及び通過日時の欄には、自己入すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三要な地点及び4	その通過日時を明示	し 表 項 行 当 第
運搬具の種類	運搬計	運 表 選送人の氏名	搬・区・間からまで運転者の氏名	(運搬の届出) 第二条 火薬類の出発地 規定による火薬類の出発地 で行うものとする。 「2 同上」
(最大積載量)	火薬類の種類及び数量	又は名称	及び見張人の	を 搬 の 和 轄 届 二 改 す 出 十
運機の過路				る都道府県公安委 正年法律第百四十 正
及び通過日時				員会(以下 出書二 以下

備考

表中の

0

記載は注記である

2 第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬(同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。)について適用 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、 日 前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。 当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

条 この府令は、

(経過措置)

3

旧様式による用紙については、

当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

附 則

令和五年三月

آ آ

から施行する。

別表第一(第十条関係)

区 分 数 200キログラム 薬 量 薬 硝安油剤爆薬・含水爆薬 薬 量 120キログラム 爆 薬 以 外 0 薬 100キログラム 工業雷管 ・電気雷管 信号雷管 4万個 導 管 付 き 雷 管 1万個 銃 用 雷 管 40万個 火 捕 鯨 用 信管·捕鯨用火管 12万個 1個当たりの装薬量0.5グラ 実 包 40万個 ム以下のもの 1個当たりの装薬量0.5グラ 20万個 空 包 ムを超えるもの I. 導 爆 線 6キロメートル K. 1.2キロメートル 制 御 発 破 用 コ 器 爆 発 N 孔 2,000個 せ 7 カ IJ 1 破 砕 器 2万個 玩具煙火(クラッカーボ 薬 量 2トン を除く。) 品 煙 クラッカーボール・引き玉 200キログラム 薬 量 以 外 火 薬 量 600キログラム 品 100キログラム 以 薬 0 火 量

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区 分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量 で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

別表第一(第十条関係)

	1	1212	1 - Lake-	1,001,00							
		X				3	分			数	量
火								薬.	.薬	.量	200キログラム
爆								薬	薬	量	100キログラム
1	I	業雷	管・	電気	雷管	・信	号電	管			4万個
	導	Ŋ	く 管	ř 付	ŧ		雷	管			1 万個
	銃		月	1	7	Ì		管			40万個
火	捕	鯨	用信	管•	捕!	鯨. 月	手火	管			12万個
	実	包		当たり 下のも		薬量(0,5%	グラ			40万個
* X :	空	包		当たり 超える		薬量	0.52	ブラ			20万個
工	導			爆				線			6キロメートル
	制	御	発	破	用	コ		K			1.2キロメートル
	爆		発	せ	h	孑	L	器			2,000個
E	Ħ	ン	ク	y –	·	破	砕	器			2万個
	煙	型 火 ク		具煙火 除く。)	<u>(ク</u>	ラック	カース	₹ —	薬	量	2トン
			クラ	ッカー	- ボー	ル・	引き	孝玉	薬	量	200キログラム
			上	記以	外	の	煙	火	薬	量	600キログラム
	上	記	以	外	(D)	火	工	品	薬	肚	100キログラム
744-4	خدا										

備考

本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区 分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量 で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。